

大分県報

平成三十一年
号外（四三）
四月二十五日

（木曜日）

目次

訓令 甲

大分県事務決裁規程の一部改正……………一

○訓令 甲

大分県訓令甲第二十一号

本庁
地方機関

大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十五日

大分県知事 広瀬 貞

第二条第十号中「地域医療政策監」の下に「地域保健推進監」を加え、「施設整備推進監」を「安心住まい推進監」に改める。

第十条第一項の表の知事の権限に属する事務の部の本庁の款の観光・地域局長の項を削り、同款の防災局長の項の次に次のように加える。

観光局長	主務課長（室長を含む。）	知事があらかじめ指定する職員
------	--------------	----------------

附則

この訓令は、平成三十一年四月二十六日から施行する。